



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月4日火曜日 第1313号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可(2件)	1164
地域森林計画案の公表	1164
地域森林計画の変更案の公表(4件)	1164
愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正	1165
道路の位置の指定	1172
土地改良区役員の就退任の届出	1172
道路の区域変更(県道宇和島下波津島線)	1172

公 告

平成21年度及び平成22年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等	1172
--	------

監 査 公 表

総務管理課、人事課、財政課、税務課、市町振興課、私学文書課、行政システム改革課、企画調整課、交通対策課、統計課、情報政策課、秘書課、広報広聴課、県民生活課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課、消防防災安全課、危機管理課、環境政策課、循環型社会推進課、自然保護課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、労政雇用課、産業創出課、経営支援課、観光物産課、国際交流課、農政課、農業経済課、ブランド戦略課、農地整備課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課、土木管理課、用地課、河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、出納局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、教育総務課、生涯学習課、義務教育課、高校教育課、人権教育課、特別支援教育課、文化振興課、文化財保護課、保健スポーツ課、労働委員会事務局、警察本部	1177
東予地方局総務企画部、健康福祉環境部、四国中央保健所、産業経済部、東予家畜保健衛生所、建設部、四国中央土木事務所、今治土木事務所、鹿森ダム管理事務所、黒瀬ダム管理事務所、玉川ダム管理事務所、台ダム管理事務所、出納室	1180
中予地方局総務企画部、健康福祉環境部、産業経済部、中央家畜保健衛生所、建設部、久万高原土木事務所、出納室	1182
南予地方局総務企画部、健康福祉環境部、産業経済部、南予家畜保健衛生所、建設部、大洲土木事務所、八幡浜土木事務所、西予土木事務所、愛南土木事務所、須賀川ダム管理事務所、山財ダム管理事務所、出納室	1183

選挙管理委員会告示

個人演説会開催施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正	1184
--	------

告 示

○愛媛県告示第1555号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛地方税滞納整理機構の規約の変更を許可した。
平成20年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
地方自治法の一部が改正され、議員の報酬の名称が議員報酬に改められることに伴い、所要の変更を行う。
- 2 規約変更年月日
平成20年10月24日
- 3 規約変更許可年月日
平成20年10月24日

○愛媛県告示第1556号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合の規約の変更を許可した。
平成20年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
地方自治法の一部が改正され、職員の報酬の名称が議員報酬に改められることに伴い、所要の変更を行う。
- 2 規約変更年月日
平成20年10月24日
- 3 規約変更許可年月日
平成20年10月24日

○愛媛県告示第1557号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。
平成20年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1558号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。
平成20年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1559号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。
平成20年11月4日

様式第1号(第3条関係) 建設工事入札参加資格審査申請書

地方局建設部(土木事務所)名	許可番号	知事大臣()	第 号
----------------	------	---------	-----

年度 建設工事入札参加資格審査申請書

愛媛県知事 様 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 (実印)

1 商号又は名称	(ふりがな)	2 代表者の役職及び氏名	(ふりがな)	3 代理人の役職及び氏名
4 主たる営業所	〒 _____	市 町 番地	電話 () () () FAX () () ()	
5 その他の営業所	〒 _____	市 町 番地	電話 () () () FAX () () ()	
	〒 _____	市 町 番地	電話 () () () FAX () () ()	
6 許可年月日	第1回の許可	年 月 日	直近の許可	年 月 日
7 営業の沿革				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

年 月 日	
年 月 日	

8 営業年数 創業から申請日まで 満 年(許可(登録)を受けてから満 年)

9 資本金額	法人	資本金	千円	個人	自己資本	千円
		自己資本	千円			

10 建設業以外に行っている営業の種類	11 愛媛県電子入札用業者ID(建設工事)
---------------------	-----------------------

12 発注を希望する業種(印を記入すること。)

土 木 建 築		舗装	電気	管	大工	左官	とび・土工	石	屋根	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	しゅんせつ
一般土木	港湾												
板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設

13 許可を受けた建設業の種類(印を記入すること。)

土木	建築	舗装	電気	管	大工	左官	とび・土工	石	屋根	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	しゅんせつ	板金	ガラス
塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設				

14 建設業に従事する役職員数							
常勤の役員		従業員数			計		
		技術関係職員		事務職員			
		有資格者	その他職員				
人		人	人	人	人		
15 愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況							
(1)親会社 (有・無) (該当するものを で囲むこと。)			(2)子会社 (有・無) (該当するものを で囲むこと。)				
商号又は名称	許可番号	住所	商号又は名称	許可番号	住所		
(3)役員の兼任 (有・無) (該当するものを で囲むこと。)							
役職	氏名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職			
16 労働福祉の状況 (該当するものを で囲むこと。)							
雇用保険	職員	労務者	厚生年金基金加入状況	加入している ・ 加入していない			
	有 ・ 無	有 ・ 無					
健康保険	職員	労務者	就業規則への育児休業制度の規定状況	規定している ・ 規定していない			
	有 ・ 無	有 ・ 無					
中小企業退職金共済加入状況	加入している ・ 加入していない		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	策定している ・ 策定していない			
建設業退職金共済加入状況	加入している ・ 加入していない						
17 監督処分及び入札参加資格停止措置の状況							
実施行政庁	処分等の年月日	処分等の内容・期間	処分等の理由				
18 主要取引金融機関名 (支店名まで記入すること。)			19 入札、見積、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑				
		普通 ・ 当座	使用印	実印			
		普通 ・ 当座					
		普通 ・ 当座					
		普通 ・ 当座					
		普通 ・ 当座					
20 工事種類別発注者別年間平均完成工事高 (税抜き)							
対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (年平均)	工事種類	発注者	公共 (官公署、公社等)		民間		合計
		元請	元請	下請	小計		
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		土木一式工事					
		建築一式工事					
		その他					
合計							

21 工事種類別発注者別完成工事高 (税抜き)										
(A) 直前第1年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元請					元請	下請	小計	
		国	愛媛県	市町	その他	小計				
	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	建築一式工事									
その他										
年 計										
(B) 直前第2年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元請					元請	下請	小計	
		国	愛媛県	市町	その他	小計				
	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	建築一式工事									
その他										
年 計										
(C) 直前第3年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元請					元請	下請	小計	
		国	愛媛県	市町	その他	小計				
	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	建築一式工事									
その他										
年 計										

22 表彰受賞歴			23 I S O取得状況(I S O9000S又はISO14000S)	
表彰の種類	受賞年月日	備考(業種、工事名)	I S Oの種類	取得年月日

24 障害者雇用状況				
申請日現在における常用雇用労働者数	A			人
申請日現在における身体障害者又は知的障害者である常用雇用労働者の数	B			人
障害者雇用率	C = B ÷ (A × 0 . 7 (小数点以下切捨て)) × 100			%
個別状況	身体障害者手帳等の番号		障害等級又は区分	
1				
2				
3				
4				
5				

25 地域貢献活動の状況 (災害時における地域貢献活動を除く。)				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

26 災害時における地域貢献活動の状況				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				

27 建設業労働災害防止協会 (建災防) への加入状況				
加入の有無	有 ・ 無 (該当するものを で囲むこと。)		加入年月	年 月

28 第三者賠償責任補償保険 (年間包括契約に限る。) への加入状況					
加入の有無	有 ・ 無 (該当するものを で囲むこと。)		てん補限度額	身体賠償	万円
保険期間 (補償期間)	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			財物賠償	万円

○愛媛県告示第1563号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年11月4日

東予地方局長 長谷川 寿

1 指定年月日及び番号

平成20年10月22日 20東四土（道）第4号

2 道路の位置

四国中央市金生町下分字坪ノ内1333番1の一部

幅員 4.00メートル

延長 24.25メートル

3 申請人の住所及び氏名

四国中央市川之江町2893番地1

有限会社富士住サービス

代表取締役 白石 一忠

4 図面省略

○愛媛県告示第1564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年11月4日

愛媛県南予地方局長 渡部 敏夫

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	山本浩康	宇和島市津島町下畑地甲1510

〃	山本俊幸	宇和島市津島町近家甲1112-7
〃	坂本順作	宇和島市津島町岩松1905
〃	毛利守雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
〃	梅村健則	宇和島市津島町近家甲209-18
〃	藤岡功	宇和島市津島町上畑地甲327
〃	魚崎泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
〃	西山吉和	宇和島市吉田町立間1-1949
〃	松本武雄	宇和島市津島町山財6525
監事	武田貞康	宇和島市津島町下畑地甲1071
〃	木田道隆	宇和島市津島町浦知415-1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	木田道隆	宇和島市津島町浦知415-1
〃	山本浩康	宇和島市津島町下畑地甲1510
〃	山本俊幸	宇和島市津島町近家甲1112-7
〃	坂本順作	宇和島市津島町岩松1905
〃	毛利守雄	宇和島市津島町下畑地甲1782
〃	梅村正秀	宇和島市津島町北灘甲758
〃	藤岡謙一郎	宇和島市津島町上畑地甲327
〃	魚崎泰郎	宇和島市津島町北灘乙1912
〃	西山吉和	宇和島市吉田町立間1-1949
監事	松本武雄	宇和島市津島町山財6525
〃	武田貞康	宇和島市津島町下畑地甲1071

○愛媛県告示第1565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字新田甲2302番地先から同町北灘字新田甲2298番地先まで	旧	メートル 16.2~19.2	キロメートル 0.013	
			新	12.4~14.8	0.013	

公 告

○公 告

平成21年度及び平成22年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成20年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 工事種別

(1) 土木一式工事

- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事

- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成20年11月12日（水）から12月19日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

（<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739>

041124/index.htm）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成21年度及び平成22年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成23年度及び平成24年度の資格審査

平成23年度及び平成24年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成22年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 - 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線283)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号 -

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の指名

⑩

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年11月4日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成20年10月24日
人 事 課	"
財 政 課	"
税 務 課	"
市 町 振 興 課	平成20年10月22日
私 学 文 書 課	"
行 政 シ ス テ ム 改 革 課	"
企 画 調 整 課	平成20年10月23日
交 通 対 策 課	"
統 計 課	"
情 報 政 策 課	"
秘 書 課	平成20年10月15日
広 報 広 聴 課	"
県 民 生 活 課	平成20年10月17日
男 女 参 画 課	"
県 民 活 動 推 進 課	"
人 権 対 策 課	"
消 防 防 災 安 全 課	"
危 機 管 理 課	"
環 境 政 策 課	平成20年10月16日
循 環 型 社 会 推 進 課	"
自 然 保 護 課	"
保 健 福 祉 課	平成20年10月17日
医 療 対 策 課	"
健 康 増 進 課	平成20年10月14日
薬 務 衛 生 課	"
子 育 て 支 援 課	平成20年10月15日
障 害 福 祉 課	"
長 寿 介 護 課	"
産 業 政 策 課	平成20年10月16日
労 政 雇 用 課	"
産 業 創 出 課	平成20年10月14日
経 営 支 援 課	"
観 光 物 産 課	平成20年10月15日
国 際 交 流 課	"
農 業 政 策 課	平成20年10月20日
農 業 経 済 課	"

ブ ラ ン ド 戦 略 課	"
農 地 整 備 課	平成20年10月21日
農 産 園 芸 課	"
畜 産 課	"
林 業 政 策 課	平成20年10月15日
森 林 整 備 課	"
漁 政 課	平成20年10月20日
水 産 課	"
漁 港 課	"
土 木 管 理 課	平成20年10月24日
用 地 課	"
河 川 課	平成20年10月21日
水 資 源 対 策 課	"
港 湾 海 岸 課	"
砂 防 課	"
道 路 建 設 課	平成20年10月22日
道 路 維 持 課	"
都 市 計 画 課	"
都 市 整 備 課	"
建 築 住 宅 課	"
出 納 局	平成20年10月24日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成20年10月23日
議 会 事 務 局	平成20年10月24日
監 査 事 務 局	"
教 育 総 務 課	平成20年10月23日
生 涯 学 習 課	"
義 務 教 育 課	平成20年10月16日
高 校 教 育 課	"
人 権 教 育 課	"
特 別 支 援 教 育 課	"
文 化 振 興 課	平成20年10月20日
文 化 財 保 護 課	"
保 健 ス ポ ー ツ 課	"
労 働 委 員 会 事 務 局	平成20年10月22日
警 察 本 部	平成20年10月14日

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員（2名）の超過勤務手当について、実績給与通知書の記載誤りにより、計19,622円（平成19年12月及び20年3月分）が過支給となっていた。

(財政課)

2 物品売払収入（県報購読料）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
12年度	8,000	
計	8,000	

(私学文書課)

3 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
17年度	59,974,999	
計	59,974,999	

(循環型社会推進課)

4 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金については、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	0	140,000	140,000	
18年度	0	140,000	140,000	
差引増減	0	0	0	

(保健福祉課)

5 生活安定資金貸付金償還金については、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	0	53,795,855	53,795,855	
18年度	0	55,944,270	55,944,270	
差引増減	0	2,148,415	2,148,415	

(保健福祉課)

6 看護職員修学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	252,000	252,000	504,000	
18年度	822,000	378,000	1,200,000	
差引増減	570,000	126,000	696,000	

(医療対策課)

7 看護職員修学資金貸付金償還金に係る延滞金については、収入未済額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	57,562	0	57,562	
18年度	0	0	0	
差引増減	57,562	0	57,562	

(医療対策課)

8 児童扶養手当返還金及び児童扶養手当の過誤払金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(児童扶養手当返還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	83,440	25,650,220	25,733,660	
18年度	1,102,120	28,823,530	29,925,650	

差引増減	1,018,680	3,173,310	4,191,990
------	-----------	-----------	-----------

(児童扶養手当の過誤払金)

区 分	収入未済額(円)	備 考
19年度	250,320	
18年度	83,440	
差引増減	166,880	

(子育て支援課)

9 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	20,749,385	126,314,140	147,063,525	
18年度	19,689,370	112,557,713	132,247,083	
差引増減	1,060,015	13,756,427	14,816,442	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	1,753,025	15,838,074	17,591,099	
18年度	1,485,092	14,852,302	16,337,394	
差引増減	267,933	985,772	1,253,705	

(子育て支援課)

10 心身障害者扶養共済制度年金の過誤払金については、早期収入に努力が望まれる。

区 分	収入未済額(円)	備 考
19年度	320,000	
18年度	0	
差引増減	320,000	

(障害福祉課)

11 ケアハウス廣寿苑(設置者:社会福祉法人杉の子会)に対する軽費老人ホーム事務費補助金について、提出された申請書類の確認審査が十分でなかったため、補助金が8,403,000円過大に交付されていた。

補助事業の事務や検査・指導等の体制を見直すとともに、補助金交付先に対しては公金補助の趣旨の認識を徹底するよう強く指導し、補助金の適正な支出に万全を期されたい。

(長寿介護課)

12 職員(1名)の住居手当について、扶養親族でない父の所有する住宅に居住する職員に対して、自己所有住宅に対する住居手当を支給したため、計42,000円(平成19年4月から20年3月分までの12か月分)が過支給となっていた。

(長寿介護課)

13 企業立地奨励金等返還金については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
19年度	34,796,000	
計	34,796,000	

(産業政策課)

14 職員（1名）の単身赴任手当について、適正な交通経路を検討することなく交通距離を認定したため、計66,000円（平成19年4月から20年2月分までの11か月分）が過支給となっていた。

（産業政策課）

15 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金については、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	156,600	156,600	
18年度	26,100	130,500	156,600	
差引増減	26,100	26,100	0	

（労政雇用課）

16 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

（高度化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	1,083,846,000	1,083,846,000	
18年度	353,626,000	740,220,000	1,093,846,000	
差引増減	353,626,000	343,626,000	10,000,000	

（施設共同化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	9,322,779	9,322,779	
18年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

（繊維工業構造改善資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	82,214,000	148,499,904	230,713,904	
18年度	17,758,000	133,125,563	150,883,563	
差引増減	64,456,000	15,374,341	79,830,341	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	32,658,998	32,658,998	
18年度	0	33,258,998	33,258,998	
差引増減	0	600,000	600,000	

（経営支援課）

17 中小企業振興資金特別会計における違約金（繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	18,230	

17年度	収入未済額（円）	備 考
	2,034,008	
計	2,052,238	

（経営支援課）

18 土地改良事業費等補助金返還金については、収入未済額の縮減に引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	0	73,115	73,115	
18年度	0	108,115	108,115	
差引増減	0	35,000	35,000	

（農地整備課）

19 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,655,000	20,688,044	22,343,044	
18年度	3,415,000	21,478,044	24,893,044	
差引増減	1,760,000	790,000	2,550,000	

（林業政策課）

20 林業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
15年度	212,646	
16年度	315,747	
19年度	555,552	
計	1,083,945	

（林業政策課）

21 県有林経営事業特別会計については、単年度収支不足額は前年度に比べて減少しているが、平成19年度決算の歳入不足額は21億1,400万円余となっており、収支の不均衡はなお拡大しているため、今後とも健全な経営に向けて一層の努力が望まれる。

（森林整備課）

22 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,500,000	1,780,000	3,280,000	
18年度	1,500,000	500,000	2,000,000	
差引増減	0	1,280,000	1,280,000	

（漁政課）

23 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
12年度	210,000	
計	210,000	

(漁港課)

24 海上調査業務について、調査台船までの海上交通経費を実態と著しく乖離した過大な積算を行っていた。

(漁港課)

25 代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
18年度	3,000,000	
計	3,000,000	

(河川課)

26 河川情報システム点検委託業務について、無停電電源装置の精密点検歩掛の適用を誤ったため、設計金額で310,800円が過大となっていた。

(河川課)

27 草刈作業車のリース契約について、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、1機種しかないものと判断し、経済性を十分に比較検討することなく導入を決定し、地方機関に導入時期、契約相手、契約方法を指示していた。

(道路維持課)

28 職員(2名)の休日給について、休日勤務の実績がなかったにもかかわらず、実績給と通知書の休日給欄に時間数が誤入力され、計21,107円(平成19年11月分)が過支給となっていた。

(都市整備課)

29 住宅貸付損害金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	2,994,467	24,701,762	27,696,229	
18年度	3,172,493	21,529,269	24,701,762	
差引増減	178,026	3,172,493	2,994,467	

(建築住宅課)

30 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	12,074,000	10,556,000	22,630,000	
18年度	8,208,000	7,448,000	15,656,000	
差引増減	3,866,000	3,108,000	6,974,000	

(教育総務課)

31 諸収入(給与の過払金)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
17年度	392,002	
計	392,002	

(義務教育課)

32 諸収入(給与の過払金)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
14年度	280,085	
計	280,085	

(高校教育課)

33 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	46,703,198	192,074,029	238,777,227	
18年度	46,103,352	152,145,604	198,248,956	
差引増減	599,846	39,928,425	40,528,271	

(人権教育課)

34 損害弁償金については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備考
17年度	429,000	
19年度	924,000	
計	1,353,000	

(警察本部)

35 放置違反金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	12,468,000	7,650,000	20,118,000	
18年度	10,011,000	0	10,011,000	
差引増減	2,457,000	7,650,000	10,107,000	

(警察本部)

36 放置違反金に係る延滞金については、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	125,700	2,000	127,700	
18年度	4,200	0	4,200	
差引増減	121,500	2,000	123,500	

(警察本部)

37 公務中の警察車両による事故や警察車両運転者の不注意による自損事故が依然として多発しており、職員意識の高揚と事故防止の徹底に、より一層努められたい。

(警察本部)

○公表第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年11月4日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
 同 白石 友一
 同 田中 多佳子
 同 明比 昭治

監査対象機関	監査年月日
東予地方局	

総務企画部	平成20年7月16日、 平成20年8月26日、 平成20年8月27日
健康福祉環境部	平成20年7月17日、 平成20年8月26日
四国中央保健所	平成20年8月28日
産業経済部	平成20年7月17日、 平成20年8月27日
東予家畜保健衛生所	平成20年8月27日
建設部	"
四国中央土木事務所	平成20年8月28日
今治土木事務所	平成20年7月16日
鹿森ダム管理事務所	平成20年8月27日
黒瀬ダム管理事務所	"
玉川ダム管理事務所	平成20年7月16日
台ダム管理事務所	"
出納室	平成20年8月26日

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	293,250,979	322,996,204	616,247,183	
18年度	200,931,713	449,658,629	650,590,342	
差引増減	92,319,266	126,662,425	34,343,159	

(総務企画部(税務管理課・課税課))

2 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	189,552,402	325,551,580	515,103,982	
18年度	105,517,423	366,865,847	472,383,270	
差引増減	84,034,979	41,314,267	42,720,712	

(総務企画部(今治支局税務室))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

〔旧西条地方局分〕

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	226,296	0	226,296	
18年度	0	0	0	
差引増減	226,296	0	226,296	

〔旧今治地方局分〕

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	2,118,051	3,331,282	5,449,333	
18年度	1,750,448	1,798,700	3,549,148	
差引増減	367,603	1,532,582	1,900,185	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	150,328	212,720	363,048	
18年度	138,465	85,088	223,553	
差引増減	11,863	127,632	139,495	

(健康福祉環境部)

4 平成20年3月15日から着工する予定となっていた湛水防除事業について、同年2月1日から土地の使用契約を行ったため、少なくとも同年2月分の補償費57,769円が過支給となっていた。

(産業経済部)

5 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	3,236,200	747,600	3,983,800	
18年度	2,060,300	313,500	2,373,800	
差引増減	1,175,900	434,100	1,610,000	

(建設部)

6 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額 (円)	備 考
19年度	115,688	
計	115,688	

(建設部)

7 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	2,106,100	2,313,000	4,419,100	
18年度	2,350,200	1,292,900	3,643,100	
差引増減	244,100	1,020,100	776,000	

(今治土木事務所)

8 道路占用料については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額 (円)	備 考
19年度	125,000	
計	125,000	

(今治土木事務所)

9 違約金(工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	94,500	
14年度	15,225	
計	109,725	

(今治土木事務所)

10 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
14年度	37,925	
計	37,925	

(今治土木事務所)

11 草刈作業車のリース契約について、当初契約時、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、経済性を比較検討することなく長期継続契約を締結して、19年度においてもリース料を支出していた。

(今治土木事務所)

○公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年11月4日

愛媛県監査委員 壺内 紘光
同 白石 友一
同 田中 多佳子
同 明比 昭治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	平成20年9月8日
総 務 企 画 部	
健 康 福 祉 環 境 部	
産 業 経 済 部	
中 央 家 畜 保 健 衛 生 所	
建 設 部	
久 万 高 原 土 木 事 務 所	
出 納 室	

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	773,900,522	1,468,405,958	2,242,306,480	
18年度	549,201,664	1,704,799,660	2,254,001,324	
差引増減	224,698,858	236,393,702	11,694,844	

(総務企画部)

2 生活保護費入金については、納期限内の収入確保に努めるとも

に、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	260,000	224,680	484,680	
18年度	234,680	10,000	244,680	
差引増減	25,320	214,680	240,000	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	640,797	3,495,909	4,136,706	
18年度	375,612	3,541,626	3,917,238	
差引増減	265,185	45,717	219,468	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	128,400	1,653,364	1,781,764	
18年度	128,400	1,631,319	1,759,719	
差引増減	0	22,045	22,045	

(健康福祉環境部)

4 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	3,965,000	
計	3,965,000	

(産業経済部)

5 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
16年度	97,016	
計	97,016	

(産業経済部)

6 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	18,773,400	40,357,080	59,130,480	
18年度	17,771,700	42,886,580	60,658,280	
差引増減	1,001,700	2,529,500	1,527,800	

(建設部)

7 損害弁償金については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
19年度	633,000	
計	633,000	

(建設部)

8 違約金(工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
13年度	970,150	
19年度	97,600	
計	1,067,750	

(建設部)

9 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
19年度	17,788	
計	17,788	

(建設部)

10 トランスファークレーンのディーゼルオイルほかの購入契約について、年間購入見込額が160万円を超えるため競争入札により契約すべきところ、特定の業者との反復した随意契約としていた。

(建設部)

11 草刈作業車のリース契約について、当初契約時、他に草刈機能を有する車両が販売されていたにもかかわらず、経済性を比較検討することなく長期継続契約を締結して、19年度においてもリース料を支出していた。

(久万高原土木事務所)

○公表第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年11月4日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 田中 多佳子
同 明比 昭 治

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成20年7月29日、 平成20年9月4日、 平成20年9月5日
健 康 福 祉 環 境 部	平成20年7月29日、 平成20年9月4日
産 業 経 済 部	平成20年7月30日、 平成20年9月4日、 平成20年9月5日
南予家畜保健衛生所	平成20年7月29日
建 設 部	平成20年9月5日
大 洲 土 木 事 務 所	平成20年7月29日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	"
西 予 土 木 事 務 所	"
愛 南 土 木 事 務 所	平成20年9月5日

須賀川ダム管理事務所	"
山財ダム管理事務所	"
出 納 室	平成20年9月4日

(監査の結果)

平成19年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	102,418,552	118,503,921	220,922,473	
18年度	60,404,769	126,446,360	186,851,129	
差引増減	42,013,783	7,942,439	34,071,344	

(総務企画部(税務課))

2 県税については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	109,791,502	129,987,552	239,779,054	
18年度	63,764,534	137,184,471	200,949,005	
差引増減	46,026,968	7,196,919	38,830,049	

(総務企画部(八幡浜支局税務室))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(旧宇和島地方局分)

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	353,416	0	353,416	
18年度	168,250	0	168,250	
差引増減	185,166	0	185,166	

(旧八幡浜地方局分)

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	1,468,672	3,206,588	4,675,260	
18年度	1,170,242	2,737,911	3,908,153	
差引増減	298,430	468,677	767,107	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
19年度	0	1,600,446	1,600,446	
18年度	0	1,600,446	1,600,446	
差引増減	0	0	0	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	2,964,672	215,000	3,179,672	
18年度	305,000	0	305,000	
差引増減	2,659,672	215,000	2,874,672	

(健康福祉環境部(地域福祉課))

5 生活保護費戻入金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	272,000	55,000	327,000	
18年度	65,000	0	65,000	
差引増減	207,000	55,000	262,000	

(健康福祉環境部(八幡浜支局福祉室))

6 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,021,400	1,055,000	2,076,400	
18年度	1,095,400	516,200	1,611,600	
差引増減	74,000	538,800	464,800	

(建設部)

7 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	471,800	162,400	634,200	

18年度	182,700	0	182,700
差引増減	289,100	162,400	451,500

(大洲土木事務所)

8 違約金(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	220,500	
計	220,500	

(大洲土木事務所)

9 延滞利息(工事請負契約に伴うもの。)については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
13年度	1,019,650	
計	1,019,650	

(大洲土木事務所)

10 県営住宅貸付料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
19年度	1,006,900	1,144,300	2,151,200	
18年度	52,300	1,144,300	1,196,600	
差引増減	954,600	0	954,600	

(八幡浜土木事務所)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき個人演説会等の施設として指定した施設について、上島町選挙管理委員会から平成20年10月17日に指定を取り消した旨の報告があったので、個人演説会開催施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成16年10月愛媛県選挙管理委員会告示第87号)の一部を次のように改正する。

平成20年11月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として上島町選挙管理委員会が指定したものと及びすでに指定したもののうちその名称の変更があったものは、次のとおりである。</p> <p>1 指定したもの</p>	<p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として上島町選挙管理委員会が指定したものと及びすでに指定したもののうちその名称の変更があったものは、次のとおりである。</p> <p>1 指定したもの</p>

施設の名称	所在地	収容人員
省略		

2 省略

施設の名称	所在地	収容人員
岩城生活文化センタ ニ	越智郡上島町岩城 1441	150人
省略		

2 省略